

平成30年7月豪雨 被災された皆さまへの支援制度について 【第10版】

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆さまの生活再建のために、主な支援制度を取りまとめましたので、
ご活用ください。

※支援制度については、令和5年10月1日現在の情報です。

※変更された支援制度

- 税 金…「1 固定資産税の特例」
- その他…「6 こころの健康相談」

※支援制度についての取りまとめは、第10版で最終とします。
今後は各担当部署等へ直接お問い合わせください。

令和5年10月1日 現在
高 梁 市

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへの支援制度 （目次）

No.	種別	支援メニュー		※り災証明書	担当部署等	ページ
1	税金	変更	固定資産税の特例		税務課	4
2	こども		児童扶養手当支給制限の解除	△	こども未来課	4
3	住宅		災害復興住宅建設資金等利子補給補助金	○	住もうよ高梁推進課	5
4	その他		母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）	△	岡山県備中県民局	6
5			被災ローン減免制度		岡山弁護士会	6
6		変更	こころの健康相談		健康づくり課	6

※り災証明書欄

○…り災証明書が必要な支援制度です

△…り災証明書が必要になる場合がある支援制度です

空欄は、り災証明書が不要な支援制度です。

り災証明書の必要な制度と不要な制度がありますので、ご注意ください。

◎支援が終了した制度

第3版

「被災家庭の子どもの一時預かり「子どもの居場所」設置」
「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」

第4版

「近隣市町の火葬場を利用された場合の火葬炉使用料について」
「農業用機械および施設の修繕・再取得および施設の撤去について」

第5版

「障害福祉サービス利用料の猶予および免除」
「ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除」
「断水した地域の水道料金の減免」、「市税（料）の納付期限等の延長」
「市県民税（個人）の減免」、「固定資産税および都市計画税の減免」
「国民健康保険税の減免」、「介護保険料の減免」、「学用品の給与」
「事業者災害見舞金の支給」
「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）」
「農林業関係者の「被災証明書」について」、「農業共済の補償」
「災害時の健康管理について」、「運転免許証の有効期間の延長」
「電気料金その他の特別措置」、「自然災害を補償する損害保険について」
「NHK放送受信料の免除について」

第6版

「復興対策課の設置」、「り災・被災証明書の交付」、「災害見舞金の支給」
「災害援護資金の貸付」、「消毒薬の無料提供（家屋の消毒方法）」
「水道料金・下水道使用料の減免」「戸籍謄抄本等交付手数料の免除」
「後期高齢者医療保険料の減免」、「災害家屋の土砂等除去の扶助」
「住宅の応急修理制度」、「民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）」
「被災家屋等の撤去【公費】」、「被災家屋等の撤去【自費】」
「おかやま水害住宅建築相談窓口」、「幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免」
「学童保育保護者負担金の減免」、「事業者向けり災証明書の交付」
「災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き」

第7版

「子ども災害見舞金の支給」、「生活福祉資金制度による貸付」
「介護サービス利用料の免除」、「住民票等証明書手数料の免除」
「市税等に関する証明手数料の免除」、「市税（料）の納付相談」
「高梁市中小企業等再建補助金」
「岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）」
「岡山県危機対策資金」、「雇用調整助成金の特例」、「雇用保険支給の特例」
「災害復旧貸付」、「豪雨災害で被害を受けられた事業者に対する特別相談窓口」
「各種法律関係相談窓口」

第8版

「災害により発生したごみの受け入れ」、「医療費の一部負担金の免除」
「国民年金保険料免除・納付猶予（特例免除）」、「生活道整備事業補助（災害復旧工事）」
「小規模建設工事助成（災害復旧工事）」、「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）」
「高梁市雇用安定助成金」、「セーフティネット保証4号の適用（災害関連）」
「農地・農業用施設災害復旧工事」、「林地災害復旧工事」

第9版

「被災者生活再建支援金の支給」、「一時的な市営住宅の提供」、「住宅取得助成事業」
「住宅リフォーム助成金」、「空き家再生助成金」

第10版

「災害義援金の配分」、「災害弔慰金の支給」、「災害障害見舞金の支給」
「国税の特別措置」、「奨学金返還の猶予」
「平成30年7月豪雨災害対策中小企業融資利子補給金交付事業」
「農林漁業セーフティネット資金」、「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」

1 固定資産税の特例 変更

平成30年7月豪雨で被災した固定資産について、次のとおり特例が受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

【対象となる特例】

① 土地（住宅用地）の特例について【被災住宅用地に対する特例】

住宅が滅失または損壊したため、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合、所定の要件を満たしていれば、平成31年度から令和6年度までの最大6年度分について引続き住宅用地とみなされ、課税標準額を軽減する特例を受けることができます。

② 家屋の特例について【被災代替家屋に対する特例】

滅失または損壊した家屋（損害割合が20%以上）の所有者の方等が、令和7年3月31日までの間に被災家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得等した場合、代替家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得等した年の翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税を2分の1に減額する措置が適用される場合があります。

③ 償却資産の特例について【代替償却資産に対する特例】

滅失または損傷した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者の方等が、令和7年3月31日までの間に被災償却資産に代わるものと認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得、または改良した場合、代替償却資産については、固定資産税の課税標準額を取得、または改良の翌年から4年度分に限り、その価格の2分の1の額とする特例措置（代替償却資産特例）が適用されます。

【問い合わせ先】 高梁市税務課 0866-21-0216

2 児童扶養手当支給制限の解除

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方が、災害により被害を受けた場合に、児童扶養手当の支給制限の適用が解除される場合があります。

【対象となる方】

災害により所有する住宅・家財ごとに、被害金額（保険、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方

【問い合わせ先】 高梁市こども未来課 0866-21-0288

住宅

3 災害復興住宅建設資金等利子補給補助金

平成30年7月豪雨災害により被災した住宅再建（建設・購入・補修）のため、金融機関（普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱い金融機関及び住宅金融支援機構）から融資を受ける場合、一定の条件のもとでその利子を10年間助成（補助金を交付）します。

現在、すでに融資を受けている方についても対象となります。

【対象となる方】

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 平成30年7月豪雨により住宅（住家）に被害を受け、「り災証明書」が発行されている方
- ② 令和6年3月31日までに、住宅の復旧のため金融機関から融資を受ける（受けた）方で、かつ原則として令和6年12月31日までに償還が開始する方
- ③ 高梁市内に住宅を再建（建設・購入）する（した）方、もしくは住宅を補修する（した）方

【融資限度額・利子補給率】

区分	補助対象となる要件				補助対象となる利子			備考
	り災証明書の内容				融資対象限度額		利子 補給率	
	全壊	大規模 半壊	半壊	それ以外	※()内は令和元年9月30日 までに融資決定の場合			
住宅 建設	○	○	○	×	建設資金	1,680万円 (1,650万円)	年利 0.63% 以内	
					土地取得資金	970万円 (970万円)		
					整地資金	450万円 (440万円)		
住宅 購入	○	○	○	×	購入資金	2,650万円 (2,620万円)		新築、中古 は問わない
補修	○	○	○	○	補修資金	740万円 (730万円)		
					整地資金及び 引方移転資金	450万円 (440万円)		

※リバースモーゲージ型融資（高齢者特例融資制度）をご利用の場合は、融資対象限度額及び利子補給率が異なります。詳しくはお問合せください。

【利子補給期間】 償還開始から10年間

【申請期限】 令和6年3月31日

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

4 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）

災害より前に貸付を受けた方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払猶予などの対象となる場合があります。

【問い合わせ先】 岡山県備中県民局健康福祉部福祉振興課 086-434-7023

5 被災ローン減免制度

豪雨により影響を受けた方で、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主の方が、ローンの支払が困難となった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (<http://www.dgl.or.jp/guideline/>)」を利用し、一定の要件を満たすことにより、災害前のローンの減額や免除を受けることができる場合があります。

詳しくは、ローン借入先の各金融機関等にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岡山弁護士会 086-223-4401（平日9時～17時）

6 こころの健康相談 変更

災害の後は、これまでの日常では感じたことのなかったような気持ちになったり、体の変調を経験することがあります。（※例えば「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「身体の調子が悪い」「あのときの光景が何度も思い浮かぶ」など）

自分でうまく気分のコントロールができない場合は、気軽に相談してください。

【災害時のこころの電話相談窓口】

- 高梁市健康づくり課 <月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-0228
- 備北保健所 備北保健課 <月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-2836
- 梁風会さきがけホスピタル <月火木金土曜日：9時30分～16時30分> 0866-22-2217
- 岡山県精神保健福祉センターこころの健康相談
<月～金曜日：9時30分～12時、13時～16時> 086-201-0828